

令和2年第4回定例会議案審査特別委員会会議録

令和2年12月7日 午後 1時30分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	岡 崎	勉
副委員長	櫻 井 繁	行 人
委 員	矢 口 龍	道 人
委 員	鈴 木 良	道 男
委 員	中 根 光	雄 樹
委 員	佐 藤 文	子 二
委 員	古 橋 智	治 夫
委 員	田 谷 文	謙 生
委 員	川 村 成	博 一
委 員	来 栖 丈	
委 員	設 楽 健	
委 員	宮 嶋	
委 員	久 松 公	
委 員	小 倉	
委 員	櫻 井 健	

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
市 長 公 室 長	小 松 塚 隆 雄
総 務 部 長	木 村 俊 夫
市 民 部 長	山 内 美 則
保 健 福 祉 部 長	君 山 悟
教 育 部 長	田 崎 守 一
参 事	仲 戸 禎 雄
政 策 経 営 課 長	槌 田 浩 幸
総 務 課 長	坂 本 重 男
検 査 管 財 課 長	加 藤 洋 一
税 務 課 長	元 木 義 和
生 活 環 境 課 長	廣 原 正 則

国保年金課長	大久保	勉
市民課長	関	克明
社会福祉課長	金子	俊文
介護長寿課長	小泉	一司
子ども家庭課長	幕内	浩之
健康づくり増進課長	川原場	宗徳
都市整備課長	大久保	昌明
農林水産課長	根本	和幸
学校教育課長	岩井	雄一郎
生涯学習課長	仲澤	勤
監査委員事務局長	乾	文彦
企画監	豊崎	伴之

出席書記名

政策経営課	君崎	恵一
税務課	吉田	朝美
議会事務局	柏崎	博子
議会事務局	澤田	幸一

議 事 日 程

令和2年12月7日（月曜日）午後 1時30分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案の審査

- (1) 議案第55号 かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- (2) 議案第56号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第57号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第58号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第59号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第60号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (8) 議案第62号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (9) 議案第63号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (10) 議案第64号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (11) 議案第65号 小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得について
- (12) 議案第66号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更について
- (13) 議案第67号 つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び同公平委員会規約の変更について

3. 閉 会

開 議 午後 1時30分

○岡崎 勉委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和2年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

書記を追加して指名します。

政策経営課 君崎恵一君、税務課 吉田朝美君、以上2名を追加して指名いたします。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（坪井 透君）

議員の皆様方には、引き続きまして、令和2年第4回定例会議案審査特別委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。

過日、本会議より付託をされました案件につきまして、慎重にご審査をいただきまして、可決を賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。

○岡崎 勉委員長

ありがとうございました。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご覧く

でございますようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、議案第 55 号 かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等がございますか。

○総務部長（木村俊夫君）

議案第 55 号 かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきたいと思っております。総務課の坂本課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務課長（坂本重男君）

本日、提出させていただきました資料をご覧いただきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1 時 3 4 分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 1 時 3 4 分]

○総務課長（坂本重男君）

それでは、資料について説明をさせていただきます。

さきの全員協議会の際、佐藤委員から損害賠償責任の一部免責額の算定例について、資料により説明を受けたいとのご意見がございましたので、整理をさせていただいたものでございます。

まず、算定例ということで、条例による市長等の免責額の算定式を記載してございます。免責額につきましては、損害賠償責任額から基準給与年額に乗数を乗じました最低責任限度額を差し引いた額が免責額となるものでございます。

次に、算定例を記載しております。例 1 といたしまして、市長の場合でございます。損害賠償責任額を 2 億円と仮定しました場合は、最低責任限度額が 7409 万 4588 円となりまして、免責される額が 1 億 2590 万 5412 円となります。

なお、損害賠償責任額が最低責任限度額の 7409 万 4588 円よりも低い場合は、免責額は発生せず、全額が損害賠償責任額になるというものです。

次に、例 2 として、市職員の課長級の例ということで記載をしています。損害賠償責任額を市長の例と同じく 2 億円とした場合は、最低責任限度額が 742 万 9635 円となりまして、免責される額が 1 億 9257 万 365 円となるというような例でございます。

その下には算定内訳を整理してございますので、ご確認をいただければと思います。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、市長の年間の給与がありますね。この乗数というのが6、ですから6と給与年額を掛けて最低責任限度額が7409万4588円ということで、損害賠償責任額が2億円からこれを引くとこれになるということで、ほかの副市長は乗数を4、農業委員や監査委員、地方公営企業の管理委員は2というふうにして、乗数それぞれが4と2で掛けて算出するということですね。

○総務課長（坂本重男君）

おっしゃるとおりでございます。基準給与年額にそれぞれの役職ごとの乗数を乗じました額が最低責任限度額ということでございます。

○佐藤文雄委員

これはどういうわけでこういうふうな状況になったのか、簡単にご説明できますか。

○総務課長（坂本重男君）

こちらの条例につきましては、地方自治法の改正に伴いまして制定をさせていただくものでございます。その中で、地方自治法施行令第173条第1項におきまして、それぞれの長等の役職に応じた一定の乗数を乗じて得た額が控除できるというような定めになっておりまして、そちらが参酌基準というような内容でございますので、地方自治法上の参酌基準に基づいた乗数となっております。

○佐藤文雄委員

これまで、住民訴訟で賠償責任を問うという事態が結構あります。それによって、最終的に首長が被疑者ということで確定したときに、かなりの高額になると。だから住民訴訟そのものは賠償請求を全て市長に負わせるというわけじゃなくて、比較的一般的にその責任を問うという中身が多いという、そういうことが最高裁の判決で言われていたらしいですね。ですから、賠償金額を長の資力などを考慮して考えるというほうが合理的なんじゃないかということが言われていたと、私資料で見ていたんですが、それに基づいて今度の地方自治法の改正というふうになったようですが、いかがですか。

○総務課長（坂本重男君）

地方自治法の改正が行われた理由ですが、こちらについては現在の自治体と住民との訴訟においては、住民訴訟の結果、市長等が自治体に対して負担し得ないような巨額の損害賠償責任を負うことがあるため、職務遂行の萎縮を招くおそれが指摘されていたということがあるということです。

一方、訴訟の継続中または判決後に議会が自治体の長などに対する損害賠償請求権の放棄を議決することによりまして、議会の判断の妥当性が問題とされるような事例もあったと。そういった中で、今回の改正につきましては、こうした現代における問題を解決するため、条例で定めることにより自治体の長等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することをできるようにするというような内容でございます。

なお、この制度は株主代表訴訟における役員等の株式会社に対する損害賠償の一部免責を参考に設けられたというような内容とのことでございます。

○川村成二委員

議案概要書に説明されている要旨の3行目ですけれども、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例で定めるという表現の、ここでいう賠償責任額という言葉と、この資料の賠償責任額というのが合致しないように思います。その言葉について説明いただけますか。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時43分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時44分]

○総務課長（坂本重男君）

申し訳ありません。ご指摘のように、議案概要書には、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責するというような表記になってございます。資料の表記とずれが生じるという状況になってございますので、その部分については、資料の損害賠償責任額というものを条例等に合わせた内容で訂正をさせていただければというように考えております。

○古橋智樹委員

この議案第55号の免責の条例ですが、これは全国今時期にどこの地方自治体も制定するという事になっているんでしょうか。

○総務課長（坂本重男君）

地方自治法の改正で、地方自治法のほうの改正が令和2年4月1日に改正の内容でございます。それで、自治体につきましては、それぞれの自治体はその制定については任されているというような状況になってございます。県内では茨城県が令和2年3月の議会で改正をしております。県内では筑西市が3月、牛久市が6月、取手市が9月制定というような状況でございます。県内の状況を申し上げますと、今年度中に当市のほか2市が改正予定ということで状況を確認させていただいております。

○古橋智樹委員

ありがとうございました。

それから、この乗数というやつ、職員が1に対して市長が6であったり、副市長、教育委員が4であったりという、この比率というのは、どこの自治体も、都道府県も同じ比率なんじゃないですか。

○総務課長（坂本重男君）

こちらについては、地方自治法の施行令で参酌基準が定められておまして、当市ではその額です。県内では、茨城県、そのほか先ほど申し上げました3市については、この乗数と同じ数を使っております。全国的には、大阪のほうの自治体でこの基準よりも、参酌基準よりも低い乗数を使っているような自治体はあるということですが、参酌基準につきましては基本的にはそれに準ずるということですので、それより下にする場合には特別な事項とか、何らを整理する必要があるというような状況でございまして、本市においては参酌基準に倣った内容とさせていただいております。

○古橋智樹委員

その今、答弁の特別な事項というのは具体的にどういうことですか。

○総務課長（坂本重男君）

特別な事項と申し上げましたが、参酌する行為を行うか、行わなかった場合には説明責任があるというようなこととございまして、特別に行為規範、そういったものを整理していく必要があるというようなこととございます。通常はそういったものがなければ参酌基準に基づいて制定すべきというような法解釈となっております。

○古橋智樹委員

それで、この計数の比率と職員が1に対して6であったり、実際の我が市の職員の例は、資料は課長級になっていきますけれども、職員全部の平均1に対してこの該当する行政委員とか市長、副市長、教育長なんかはどのような比率になっているんですか。全部説明するとごちゃごちゃになっちゃうので、職員1に対して市長6でしょう。現状の報酬額は1に対して市長幾つなんですか。

○総務課長（坂本重男君）

乗数につきましては、市長が6、そのほかは副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、こちらの区分が4倍とされております。副市長、教育長につきましては、それぞれの給与月額に市長と同じような乗数を掛けたものが最低責任限度額というような内容になります。

○古橋智樹委員

私が聞いているのは、現状支払っている報酬額の比率を教えてくださいということです。

○総務課長（坂本重男君）

失礼しました。職員といたしましては課長級を例にとりましてでございます。こちらでは七百四十何万円というようなことでございますが、それぞれ市の職員については1級から課長が6級、部長が7級とそれぞれの給与が定められておまして、ちょっと平均が幾らになるかは分かりませんが、大体給料が30万円であれば12月掛ける期末勤勉手当等が4.45月となりますので、16倍となりますので、30万円の場合は大体500万円程度かというように考えております。

○古橋智樹委員

単純明快に比率だけでよかったので、何か職務上責任を取るといって、職員の場合は課長級とか部長級でしょうから、この資料に742万9000円と書いてありますよね。市長が1,200万と。ですからこの比率でいいので、ご答弁いただけますか。

○総務課長（坂本重男君）

市長とこの資料の例である市職員の課長の比率といたしましては、市長を1にしますと、1.66倍程度といった状況でございます。

○古橋智樹委員

ならば、私はこの議案第55号の計数という比率、ちょっと市長の責任が大きすぎると、かけ離れ過ぎて、乖離し過ぎていると思うんですよね。だから、先例でこの計数を、全くというか参考にして独自の計数を求めたという大阪のどちらかと先ほどご答弁ありましたけれども、県内に先駆けてやるのであれば、そのほうが道理であるのではないかなと思う次第ですけれども、それをどこかご相談することはなかったんですか。

○総務課長（坂本重男君）

県内自治体の例を参考に参酌基準が適当でないかということで考えておるところでございます。

○古橋智樹委員

先ほど、このそもそも総務省がひな形をあったのに、作成するに当たって一般企業を参酌したと言ったんですか、参考にしたと言ったんですか、そういうことで、地方自治体の責任は株式会社とは私は資本のあり方とかちょっと違うと思うんです。それで、一般企業であれば、当時の原因を作った社長が辞めても責任を負うような流れというのが理解できる場所なんですけれども、地方自治体の長の場合は、改選が、社長の選出とかなりシステムが違うと思うんですよね。だから辞める原因というのはいろいろあると思うんですが、ちょっと参考に聞きますけれども、その責任を負うことになった首長、現職であったり辞めてからその前市長であったりとなりますけれども、もし前市長とかが責任を負う裁判になったときに、現市長はこの条例に基づいて何か責任を負う形というのはあるんですか。

○総務課長（坂本重男君）

住民訴訟が行われまして、その中で当時の市長がその賠償を負うという判決が出た場合は、当時の市長が行ったその事象が発生した時点での最低限度額の算定になるというような状況でございます。現在のその裁判が下された時点での市長への責任は特に発生しないということでございます。

○古橋智樹委員

今の答弁で納得したら終わったんですけども、この条例の文言でそれはどこを解釈すればそういうふうになっているのか、ご説明いただきたいんですが。

○総務課長（坂本重男君）

条例の中にございますのは、第2条の市長等に係る、3行目です。第2条の市長等に係る基準給与年額で括弧されまして、地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定する基準額を言うというようなことを規定されております。これを受けまして、その地方自治法施行令第173条におきまして、この対象となる記載がございまして、そちらの中で、損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給されというような地方自治法施行令で規定しておりまして、そういったことから、当該行為のあった際の首長が責任を負うというような規定になると解釈しております。

○宮嶋 謙委員

市に対して、首長とか役職者、一般の職員も含めて損害賠償責任が発生するという事は、住民訴訟によるものの場合とよらない場合もあると思うんです。市が主体的に損害を与えた職員なり役職者なりに賠償しろと請求する場合もあると思うんですけれども、そういう場合でもこれは適用されるんですか。

○総務課長（坂本重男君）

賠償責任が免除される条件としましては、長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときというような規定と、あと地方自治法第243条の2の2、第3項による賠償の命令の対象となるものがないときというような規定がございまして、地方自治法のほうです。それを受けてこの条例に該当になるかどうかというのは判断するというようなことになります。

ご質問の住民訴訟以外の観点ということでございますが、住民訴訟以外でも監査委員が賠償判断をする部分もありますので、そういったものも含めた対象というようなことだと思います。

○宮嶋 謙委員

例えば、善意かつ重大な過失があったかなかったか等々の判断は、監査委員がするんですか。

○総務課長（坂本重男君）

一般的には、この該当されるのが、想定されているのは委員がおっしゃるような住民訴訟の第4号訴訟が主な内容ということでございますが、住民訴訟は全般を含めて該当になるということと、この地方自治法の絡みからいいますと、監査委員法で第243条の2の2の3項で規定されております部分は削除させていただきまして、主には住民訴訟の対象となるものが該当になるというような考えだと思います。

○宮嶋 謙委員

これは、住民訴訟で損害賠償が確定したときに該当する条例であるということでもいいんですか。

○総務課長（坂本重男君）

すみません、判定の内容につきましては、住民訴訟で軽過失か重過失かというようなものは、住民訴訟等を通じて裁判所によって判断されるというような記載もございまして、基本的には住民訴訟が対象かと考えております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。
ここで、委員各位に申し上げます。
本案につきましては、本日、審査予定の行財政改革・公共施設等マネジメント推進室の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。
それでは、総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（木村俊夫君）

それでは、引き続き、議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）の総務課に関する部分につきまして、補足の説明を坂本課長より申し上げます。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。
なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、総務課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。
議案集 38 ページをご覧くださいと思います。
人件費の補正でございますので、給与費明細書でご説明をさせていただきます。
1 の特別職の人件費の補正につきましては、先般議決いただきました期末手当の支給月の 0.05 月減に伴う減及び共済費の減となっております。
2 の一般職の人件費の補正につきましては、(1) の総括表の比較の欄をご覧くださいまして、給与費、共済費合わせまして 703 万 9000 円の減額補正でございます。補正前につきましては、当初予算の令和 2 年 1 月 1 日現在の配置職員でありました 372 名の職員配置により計上したものに、5 月に特別定額給付金事業の実施に伴う時間外手当 466 万 9000 円の増額補正を行った内容となっております、今般の補正につきましては、先般議決いただきました期末手当の支給月数の減、それに合わせまして今年度の 376 人の人員配置に合わせ人件費の組替えを行うものでございます。
また、本日追加提出させていただきました資料についてご説明をさせていただきます。
タブレットの資料につきましては、昨年第 4 回定例会議案審査特別委員会の人件費補正審査の際、予算に関する人員配置の状況についての資料提供についてのご意見をいただきましたことから提出を

させていただいたものでございます。人件費補正に係る参考資料、令和2年度配置人員比較表といたしまして、予算区分、予算科目、所属名、予算措置時と4月の配置後人数、11月の配置後人数、さらに11月と予算措置時の比較を整理してございます。

一般会計につきましては、黄色の一番上の部分でございます。予算措置時が372名、4月が376名、年度途中で4名の退職がございまして、372名の配置となっております。ご確認をいただければと存じます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○税務課長（元木義和君）

それでは、私から補正予算の税務課分について説明させていただきます。

議案集29ページの歳出につきましては、2款2項2目の賦課費、説明欄の02、市税賦課事務事業として241万円ですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として申告相談会場の待合室の密状態を防ぐため、電話予約システムを導入して申告相談を実施するための経費117万6000円と税務課窓口における証明書の手数料のキャッシュレス化を図るため、キャッシュレス決済用のPOSレジ機器1台123万4000円の導入経費となります。こちら現金に触れないことで、申請者との接触機会を減らす有効な手段と考えておりますので、よろしく申し上げます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

この財源は一般財源になっているようではございますけれども、このキャッシュレス決済のPOSレジですか、これはつくば市とどこでしたっけ、実績があるところは。

やはりこういうところも1台123万4000円、これは消費税込みでしょうけれども、ほかのところもこれくらいの値段なんですか。ほかの自治体はどういう自治体なのかも含めて教えていただけますか。

○税務課長（元木義和君）

こちらにつきましては、市民課で水戸市に視察に行きまして、そういった中で同じようなPOSレジ、当市と水戸市は若干違うようですが、電子マネー、それからQRコード、クレジットカードとあるのですが、その中で電子マネーに対応できるものということで、見積りを市民課で徴取してもらいました。実際、今現在やっている市町村は日立市、つくば市、水戸市、下妻市、石岡市も今後導入予定、小美玉市、つくばみらい市も今後導入予定というようなことで聞いております。

金額につきましては、POSレジは水戸市と当市で、購入するものについては若干違うようなので、金額は当市のほうが若干高いのかなというふうに考えております。

○佐藤文雄委員

いずれにしても見積りを取ったということで、見積り取ったけれども水戸市よりも高い、これどう

ということですか。通常は3社見積りでしょ。これ同じように下のほうにも総務の戸籍台帳のところにもPOSレジがあって、これ3台になっていますよね。これは別にまた説明するんですか。

○税務課長（元木義和君）

まず、今回の見積りにつきましては、取りあえず予算を要求するに当たっての見積りを徴しております。実際は入札になると思いますので、この金額については市民課と一緒にやるので下がるのが考えられます。

水戸市におきましては、このPOSレジではなくてカードリーダーというようなものを導入して、今あるレジを使いながらやっているようなのですが、そうしますと請求の関係で相手方のクレジット会社との関係で手数料の何%を請求されるのですが、それが計算上、手計算みたいな形でやりとりになってしまうので、その辺がちょっとややこしいということがありまして、うちのほうはその辺も計算できるようなPOSレジということで導入を考えております。

○佐藤文雄委員

今手数料の話がありましたけれども、このPOSレジの中でもやはりそういう手数料というのは発生するんですか。

○税務課長（元木義和君）

その電子カードによりまして、窓口で例えば300円の手数料払うとします、それによって1%から2.5%の手数料を集計して委託業者に支払うようになりますので、それがクレジットカードとかいろいろあるわけなのですが、そういった中で、その手数料の計算のためのレジの中での自動計算的なものが難しいということで、できるものという形で見積りを徴取しております。

○佐藤文雄委員

こういうPOSレジを使えるだろうと思われる対象の人数は、どのぐらいの人数を想定していらっしゃいますか。

○税務課長（元木義和君）

水戸市で6%から7%の利用があるということで聞いておりますので、取りあえず10%程度来年度は入れば計画をするようになると思います。

○川村成二委員

電子マネー決済は非常に喜ばしいことなんですが、この電子マネーの種類が増えた場合、このPOSレジは簡単に機能の種類、電子マネーの種類を追加等に対応できるんでしょうか。またそれに大幅な費用がもしかかるとすれば、事前に出来る範囲を広めたほうがよいのかなという感じもしますので、その辺検討されているのかお伺いします。

○税務課長（元木義和君）

私たちのほうでも、コンビニエンスストアなんかでレジのときにd払いをお願いしますとか、メルペイをお願いしますと言うと、アルバイトの方がピッと押して、こうできるじゃないですか。そういうふうに、うちのほうでもできるのかなということで、そのレジの会社にお話したところ、コンビニ業界なんかはいろいろなやり方を自分たちで機械をカスタマイズしてやっているようです。それはちょっと難しいということなので、今考えているのは、SuicaとかPASMOとか、あとWAON、あとnanaco、楽天Edyとか、そういったもので10種類程度できるような方向で最初は導入を考えております。

○古橋智樹委員

決算のとき、電子マネーの手数料のことを聞いたんですけども、全然そのときに、おまけで聞い

たものですから答えてもらえなかったんですけども、ついなので税務課長にお尋ねしますけれども、5%なりの人口の納税で電子決済ご利用いただいたらそこそこの手数料にはなってくると思うんですが、それはもう当初予算だけで充分賄える状況なんでしょうか。

○税務課長（元木義和君）

手数料を今取り扱っている年間の件数、それに対して業者側に払う手数料、それだと10%あっても税務課分だけだと新年度当初予算で5,000円ぐらいしか相手に払わないようになりますので、相手方としては全然うまみがないというか、利益が上がらない形ではあると思うのですが、ただ、徐々にそれが広がっていけばということで、今度取り扱ってくれる業者は手数料が安くてもやってくれるようなのですが、ただ、レジ自体は結構高額になるということで、レジを売っている会社とその手数料を払う業者は今のところ違う業者なものですから、その辺はその手数料で利益を得ようとしている業者については、税務課ですと5,000円ぐらいしかないの、あまり利益にはならないものと考えております。ただ、こういった新型コロナウイルスの関係で、今後進めばということで、向こうでも協力していただけるのかなというふうに考えております。

○古橋智樹委員

前年度はなかったと思うんですが、今年度はPay Payなんかで税金も納められるとか、早速こういうキャッシュレスも導入して今年度実施するというので、決算のときには全て電子マネーは円に換金するわけですよね。だから決算書にPay Pay何ポイントとか、nanacoポイントが何ポイントとか出てこないですよね。端数、仮にあったとしたら、その1円、1ポイントのために換金何百円も出すというような、そんなこともあり得るのかななんて心配したりするんですけども。

○税務課長（元木義和君）

例えば、税務の手数料1通300円のを300円、取りあえず電子マネーカードで引き落とししてもらって、その300円がそのカード会社のほうに納入されます。その中で今度2.5%を市に300円いくんですけども、それを1カ月まとめた分を、合計を今度は向こうが市のほうにそのまま入ってきます。そのうち2.5%を今度は相手方のほうに手数料という形にやりますので、端数については今ここでどういうふうになるかは分からないのですが、端数は切捨てなのか切上げなのか分からないですが、そういった形のやりとりをやる予定になっております。

○古橋智樹委員

ありがとうございました。

このキャッシュレスレジ機器は、管理費なんかは別に、維持管理費なんかは取らなくて大丈夫な、向こうの全部メンテナンス持ちという条件で導入されるんでしょうか。

○税務課長（元木義和君）

導入から1年間については、もともとの保守が向こうの新規契約の保証みたいな入っているらしいのですが、その次の年度からは若干の保守が発生するというので聞いております。

○岡崎 勉委員長

それでは、ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

それでは、税務課に対する質疑等を終結いたします。

次に、議案第65号 小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はないでしょうか。

○総務部長（木村俊夫君）

議案第 65 号 小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得につきましては、先日開催いたしました全員協議会の中でご説明を申し上げましたとおりでございますので、補足の説明はございません。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この案件は、茨城県が一括して購入するというような中身、それに基づいて各市町村が購入をする、議決をするというふうに流れがなっているようですが、それを確認できますか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

内容としましては、茨城県の教育委員会と県内の市町村教育委員会が連携をしまして、全県的な取組として I C T 化を推進するために設置された茨城県教育 I C T 推進協議会が協働調達を行いまして、それに基づき契約については各市町村が行うということでございます。

○佐藤文雄委員

例えば、これ否決されたらどうなるんですか。否決されたら改めて購入することになるんですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

そのようになるかと思えます。

○佐藤文雄委員

これ 1 台当たりの相場というのは我々分からないんですね。単純に割り算すればいいと思うんですが、これパソコンですか。大体、相場的には検査管財課では確認していますか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

学校教育課からお答えいたします。

購入いたしますタブレット型のパソコンでありまして、クロームブックというパソコンでして、定価といえますか通常の価格が 4 万 5000 円なんですけど、それにサポート窓口ですとか、あと初期の設定、あと学習関係のコンテンツ等が入りまして、予算では 5 万 8200 円を予定したんですけど、実際の今回の契約をお願いする価格としましては、1 台当たり 4 万 4990 円という額でございます。

○佐藤文雄委員

いろんな機能を付けてやっても当初の予算よりも低いと、5 万円なにがしが 4 万 5000 円ぐらいになりましたよということですね。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（田崎守一君）

議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、教育委員会所管部分につきまして、ご説明いたします。

議案概要書は 20 ページです。議案集は 36 ページと 37 ページになります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長よりご説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○岡崎 勉委員長

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

それでは、学校教育課所管の補正予算についてご説明をいたします。

議案集 36 ページをお願いいたします。

一番上の 10 款 2 項 2 目右端の説明欄 03 教育委員会事務局運営事業 10 万 5000 円でございます。このうち 18 夜間学級連絡協議会負担金につきましては、常総市立水海道中学校の夜間学級に係ります本市の負担分でございます。今年度から県内で初めての夜間学級でありまして、本市からは 2 名の方が通学している状況でございます。

次に、2 項 2 目 07 小学校コンピューター設置事業（政策）3570 万 2000 円でございます。G I G A スクール構想での児童 1 人 1 台のパソコン 2,077 台分に対応いたしますソフトウェア 5 年間分のライセンス料金でございます。

内容といたしましては、小中学校の 5 教科と中学校の実技の教科科目のほか、自主的な学習にも取り組める個々に応じましたドリル教材アプリでございます。9 学年が継続して利用が可能でありまして、廻り学習や小中一貫教育にも対応できるものでございます。このほか、有害サイトへの接続や閲覧を禁止するためのフィルタリングソフトとクラス編成や進級処理、年次更新、児童の転校など教職員の働き方改革にもつながるアカウントの一括管理をするソフトウェアも導入する予定でございます。

次に、3 項 2 目 08 中学校コンピューター設置事業（政策）2025 万円でございます。小学校費と同様の内容でございまして、パソコン 1,174 台分に対応するソフトウェアの 5 年間分のライセンス料金でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

続いて、生涯学習課からご説明申し上げます。

議案集36ページ下段からとなります。

10款4項2目公民館費におきまして、37ページになります。

上段からの08千代田公民館管理事業でございます。本館裏にあります埋蔵文化財等を収蔵していましたプレハブ倉庫ですが、本年度開設いたしました旧安飾小学校を改修整備しました歴史博物館収蔵施設への埋蔵文化財等の移転が完了しました。プレハブは現在、屋根面や壁面等がかなり損傷が激しく、早急な解体をしなければならない状況でございます。

こちらの工事費486万2,000円合わせまして、公民館の駐車場の街灯及び講堂内の正面が不点灯箇所がかなりあるということで、こちらの修繕工事95万1,000円を追加補正させていただくものです。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結します。

次に、議案第56号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

議案第56号 かすみがうら市行政組織条例の一部改正につきましては、政策経営課の槌田課長からご説明を申し上げます。

○岡崎 勉委員長

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それではご説明をさせていただきます。

議案集9ページ、議案概要書7ページとなります。

行政組織条例の一部を改正する条例の制定ということでありまして、部の再編につきましても改正でございます。

まず、アといたしまして、企業誘致及び商工部門と、産業振興部門の連携強化を図るということで、地域未来投資推進課のうち、商工、工業及び労政に関する業務を都市産業部へ移管するものであります。移管に伴いまして、都市産業部を産業経済部に名称変更するものでございます。

続きまして、イといたしまして、都市政策部門と建設部門の連携強化を図るということのために、都市整備課に関する業務を都市産業部から建設部へ移管をするものであります。移管に伴いまして、建設部を都市建設部に名称変更するものであります。

ウといたしまして、ICTに関する業務に重点的に取り組むため、行政改革に関する業務を行財政改革・公共施設等マネジメント推進室から市長公室へ移管するものでございます。同室に施設整備管理に関する業務を置くことといたしまして、同室を公共施設等マネジメント推進室に名称変更するものであります。

施行につきましては令和3年4月1日でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市長公室から補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、政策経営課所管の事項につきまして、政策経営課樋田課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○岡崎 勉委員長

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

それでは、政策経営課に関する補正予算について説明させていただきます。

議案集は28ページでございます。説明資料につきましてはタブレット端末でご覧をいただきたいと存じます。

補正の費目といたしましては、企画費の中の企画調整事業政策分でございます。

新型コロナウイルス感染症対策スマホ決済ポイントの還元業務委託でございます。こちらにつきまして、タブレット端末の資料のように補正予算（第6号）におきまして、2964万3000円を補正させていただきました。現在の執行見込み額といたしまして、864万3000円と見込んでおりまして、今回、補正といたしまして減額の2,100万円を補正するものでございます。

ポイント還元見込額といたしまして、11月30日現在での見込みが出てございます。こちらにつきましてはポイント還元費用が580万8888円、販促費用としまして65万6700円ということでございます。

このような内容で減額をするものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

それでは、地域未来投資推進課所管の補正予算部分についてご説明を申し上げます。

初めに、議案集26ページをご覧くださいと思います。

歳入といたしまして、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の充当残184万9000円を計上してございます。国庫支出金の欄でございます。これによりまして、第1次の配分額1億6702万3000円、二次配分額4億1426万円、合わせて5億8128万3000円を全て充当することとなります。

議案集27ページをご覧くださいと思います。

新型コロナ対応プレミアム付商品券売上金1億5768万8000円を計上しております。歳出で後ほどご説明申し上げますプレミアム付商品券の第2弾の売上金でございます。

続いて、歳出について説明をさせていただきます。

議案集34ページになります。補足説明資料1ページを併せてご覧くださいと思います。

議案集34ページ、下段にございます中小企業対策事業の中の新しい生活様式に対応したビジネスモデル構築支援事業補助金、こちらを1406万8000円減額いたしております。内容といたしましては、補正補足説明書の1ページをご覧くださいまして、本事業につきましては、補正予算（第6号）において150社分を見込み2,250万円を計上いたしましたが、現在の申請状況を勘案し、今後の見込みを560万円と見込み1406万8000円を減額することとしたものでございます。

次に、議案集に戻っていただきまして、ただいまの事業の下段、事業継続給付金につきましては5,640万円の減額としております。再度、補足説明資料をご覧くださいと思います。

この下段の事業になります。本事業は補正予算（第4号）で450社を見込みまして、9,000万円を計上いたしましたが、現在の申請状況を勘案し、今後の見込みを2,940万と見込み、5,640万円を減額するというところでございます。

次に、議案集34ページに戻っていただきまして、05事業、商工振興事業をご覧くださいと思います。

新型コロナ対策消費喚起割引チケット交付金、こちらデリバリーテイクアウト事業として展開いたしましたが、こちらにつきまして392万4000円を減額といたしております。△392万4000円でございます。

こちら補足資料2ページをご覧くださいまして、本事業は補正予算（第3号）でございまして、1218万9000円を計上いたしましたが、事業が終了いたしましたことから、実績を踏まえ392万4000円を減額するものでございます。

次に、議案集34ページに戻っていただきたいと思います。

ただいまご説明を申し上げました商工振興事業、上から手数料212万4000円、1つ下のかすみエールプレミアム商品券発行運營業務委託1741万8000円、1つ飛びまして、かすみエールプレミアム商品券交付金3億1537万8000円、こちら合計いたしますと、3億3492万円になりますが、こちら現在発行中のかすみエールプレミアム商品券の第2弾として、プレミアム率100%など、同様の条件で年明けに実施をするための予算として計上したものでございます。

歳入でご説明を申し上げました地方創生臨時交付金、また政策経営課で先ほど説明いたしましたスマホ決済ポイント還元事業、そして、ただいま説明をさせていただきました地域未来投資推進課所管の事業の減額分を財源の一部として実施をするものでございます。

予算補足説明資料の2ページをご覧くださいませ。

現材のかすみエールプレミアム商品券事業につきましては、分かりやすいよう第1弾ということで整理をさせていただいてございますが、11月30日までの販売期間で、商品券の販売率は約70%。その内使用されお店に対して換金した割合は54.9%になっておりまして、順調に執行されております。

続いて、補足説明資料の3ページをご覧くださいませ。

かすみエールプレミアム商品券第2弾についてポンチ絵を作成いたしましたので、こちらで説明をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、第1弾と同様の内容となっております、1冊5,000円で1万円分の商品券を販売、中小店等のみで使える専用券500円10枚と、大型店でも使える共通券500円10枚の20枚つづりでございます、使用期限を令和3年3月14日とし、第1弾の利用期限も同様に延長することとしたいと考えております。

第2弾の販売は1月18日から2月26日までとし、販売場所は第1弾同様、郵便局に委託を考えてございます。

予算は90%の販売、換金を見込んでおります。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

かすみエールは、前回の実績が、販売が70%、還元されたというのが55%ということですよ。

今、新型コロナウイルスの感染拡大が広がっているわけです。いわゆるG o T o イートというものも一時見直すべきだというようなことも出されているんです。そういう意味では第2弾が本当に必要なかどうかというふうに思うんですが、簡単に言うと、この代替の措置が必要だなど。いわゆる新型コロナウイルス対策のほうに財源を活用すべきだなどというふうに私は思っているんですが、いかがですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

ただいまの説明の中で申し上げました54.9%、こちらは実際にお店で使われて、お店からの請求によって換金した割合ですので、最終的には販売の70%、こちらの100%に近い形になっていくのかなというふうには考えてございます。

そうしますと、この予算の中で予算化したこと、実際に執行したような倍額の経済効果が出ているというふうに我々は分析をしております、非常に有効ではないかと考えております。

また、飲食店、G o T o イート等で飲食店がまた大きな影響を受けています。そういったところも

今回、第2弾への参加の意向調査は予算成立を前提として実行させていただいておりますが、その中では販売店から非常に歓迎する意見が多く寄せられておりまして、期待は大きいものと思います。

ご指摘のように感染拡大に影響するようではいけませんので、このいばらきアマビエちゃんの登録も必須条件ですし、事業は終了しましたがデリバリーテイクアウト等でそのような素地もできていると思いますので、十分注意を払いながら実行していただくような形でお願いしたいと思っております。

また、感染予防の観点から申し上げますと、今回も感染予防の消耗品等の予算は計上をしております。また、各持ち場において必要と思われるような感染対策にかかる費用は予算化をしております。

また、今後、1月の通常国会での地方に対する交付金の計上の情報等もございますから、今後の特定財源の確保等も含めまして、新たな感染拡大防止対策等の事業も実施できるものと考えております。

○佐藤文雄委員

いや、7割が購入していると。あと3割が延びになるわけですよ、100%であれば。それで十分じゃないかなと思ったんです。逆にそういう地元の飲食店に支援をするのであれば、直接的な支援のほうが効果的なんじゃないかなというふうに思うんです。あとは、今、市長公室長がおっしゃったように、今後感染拡大に関して新たな臨時創生交付金など出るというそういう可能性は否定できませんけれども、やはり今抑えておかないと大変な事態になるというのが実際なんじゃないかなというふうに思っているんです。

ですから、私は、この第2弾は様子を見たらいいんじゃないかなというのが、私の意見と聞いてください。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

この事業を実施する上でもご指摘のありましたような感染拡大の防止に十分配慮をする形で事業化をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○矢口龍人委員

このプレミアム商品券の販売ですけれども、郵便局ということでございますけれども、利用できる店が、例えば霞ヶ浦地区なんかは個人商店なんかほとんど使えないというようなお話を伺います。売り上げ的にも千代田地区が1万五、六千円ですか、残りの、1万ぐらいあるんですかね、霞ヶ浦地区は。そういうふうな今回の利用の頻度とか、それから市内全域を見たときに、どんなふうなデータとして上がってきていますか。

○岡崎 勉委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 2時51分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時04分]

答弁がまとまらないので、後で途中で入れますので、よろしく申し上げます。

今以外で、そのほかご質疑等ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

なければ、次に入りたいと思います。

議案第57号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第57号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明はございませんが、追加資料といたしましてあじさい館配置図を提出してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

多目的室の改修面積はどのぐらいなんですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

多目的室の面積ということなんですけれども、今、ちょっと手元に資料等ございませんので、至急調べて後ほど回答申し上げたいと思います。

○設楽健夫委員

多目的室に教育委員会が入るといふうな話を伺っているんですけれども、教育長の部屋もこの中に入るんですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

多目的室脇の福祉作業所の左側にあるんですけれども、そこに教育長室が入ります。

○設楽健夫委員

ということは、教育委員会関係は多目的室プラス福祉作業所の合わせた面積に移るということで理解していいんですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

その通りでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、多目的室と福祉作業室の人達はどのようふうになるのかというのがまず1つ。それと多目的室と福祉作業室の改修工事が今度の予算に入っているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

現在、福祉作業所は空室になっております。社会福祉協議会がウエルネスプラザのほうに移転しましたので、同時に福祉作業所のほうもウエルネスプラザのほうに移転しております。

この多目的室と福祉作業所の改修工事ですけれども、今回の補正予算に上げておりますので、ただいまからご説明したいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部からは特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第59号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明等にはございませんので、よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

ちょっと租税特別措置法の一部改正という中身で、長期譲渡所得に係る課税の特例とか、あとは2番目に介護保険法の施行令の一部改正で、介護保険サービス利用の際の自己負担に係る割合にかける判定基準の見直しというふうに書いてあるんですが、この中身、ちょっとよく分からないんで教えていただきたいのと、これはいわゆる介護受ける人にとってどのような影響があるのか、これも併せて教えていただけますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

それではお答えいたします。

1点目の租税特別措置法の一部改正、長期譲渡所得に係る課税の特例なんですけれども、地方税におけます低額である未利用地、空き地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置というのが新設されて、500万円以下の土地を譲渡した場合に長期譲渡所得から100万円を控除するということが新設されました。

2点目の介護保険法の施行令の一部改正でございます。介護保険サービスを利用の際は自己負担割合、取得段階の判定基準、合計所得金額をもちいて判定しております。

しかし、土地を譲渡した場合、翌年の所得が増えまして、自己負担が高額になってしまう。所得段階の判定には合計所得の金額から長期譲渡所得と短期譲渡所得に関わる特別控除を控除して得た額を用いて判定することになっております。

○佐藤文雄委員

500万円以下の長期譲渡所得に対して100万円を控除するというのに関連しているわけですね。その自己負担の割合は通常は10%ですよ。ただ、今、自己負担は一定の金額の所得だと2割ぐらいになるんですか、そういうときにこの土地の利用に係る課税も関わってくるということなんですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

介護サービスを受ける際に自己負担の限度額という証明書があります。所得に応じまして、1割、2割、3割と負担が決まっております。その中で、以前は譲渡所得をした場合には、所得判定する際

に譲渡所得の特別控除を見なくて判定していたんですけれども、今度から長期譲渡所得と短期譲渡所得があった場合には、特別控除を控除して得た額を用いて所得段階を判定するということになっております。

○佐藤文雄委員

ということは、3割負担の方もいらっしゃるんですか。私、2割までかなと思っていたら、3割の方もいらっしゃるということなんで。ということは、こういう特例を設けることによって、いわゆる自己負担の割合が急激に2倍、3倍とならないと特例を設けたというふうに理解してよろしいですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

そのとおりでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第64号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、特に補足説明等はございません。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

一般会計繰出事業ということで3236万3000円とありますが、ちょっと説明していただけますか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

令和元年度の介護保険事業の清算によりまして、介護保険特別会計から一般会計へ繰り出しとなっております。

○佐藤文雄委員

何で一般会計に繰り出したんだということが質問の本質なんだよね。この令和元年で清算をしたということは、いわゆる国の負担と県の負担とそれから市の負担がありますよね。その分の市の負担を一般会計に戻したということは、全体の利用が少なくなったということなんじゃないですか。そのため一般会計に繰り出したと。その金額が3,200万円ということなんじゃないですか。いかがですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

だから、そういうこともやはりきちんと説明していかないと、何のために繰り出したのかなというこの仕組みの中に入っていますから、大体、全体の清算をしたら介護を受ける方が全体で何人だったけれども人数的には減ったとか、あとは、これ、内訳が出ますけれども、いずれにしてもそういう基本的な考え方も含めて説明をしていただきたいなと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、保健福祉部から補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきまして、保健福祉部の各課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○介護長寿課長（小泉一司君）

それでは説明いたします。

議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

議案集26ページの中段をお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金67万9,000円になります。PCR検査代と検査結果郵送代の国庫補助金で、補助率2分の1です。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金2203万3000円になります。介護つき有料老人ホーム施設職員の施設整備事業として県補助金で補助率10分の10です。

議案集27ページの中段をお開きください。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金3236万3000円になります。令和元年度の介護保険事業の清算によりまして、介護保険特別会計から一般会計への繰入金です。

21款諸収入、5項雑入、5目保健衛生費納入金、新型コロナウイルス検査負担金30万円になります。PCR検査代1人当たり1万6500円の個人負担額3000円で100人分です。個人負担額は近隣市と同額にしております。

議案書28ページの下段をお開きください。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、13目あじさい館管理費、あじさい館管理事業819万2000円になります。新行政組織の改編に伴いまして、あじさい館多目的室に教育委員会が移転するための改修工事費になります。

議案集30ページの中段をお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、社会福祉施設整備事業（政策）2203万3000円になります。茨城県地域医療介護総合確保基金事業、介護施設等の整備に関する事業、補助金交付要綱によりまして、介護つき有料老人ホームの施設職員の宿舍整備事業として事業者から要望がありました。県に要望書を提出したところ、県から市のほうに内示も来まして、事業者に交付するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費、介護保険特別会計繰出事業153万3000円のうち、139万2000円になります。令和3年度の介護保険制度改正に対応する改修費で、一般会計から介護保険特別会計の事務費の繰入金です。残りの14万1000円は職員の人件費となっております。

議案集33ページの上段をお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、感染症対策事業、11節の通信運搬費1万円、12節疾病予防対策事業委託165万円になります。厚生労働省老健局からの通達によりまして、新型コロナウイルス感染症の流行下において、高齢者及び基礎疾患を有する人が感染した場合、重症化リスクが高いことから、行政検査以外本人希望により行う検査を援助するものです。茨城県総合健診協会に委託しまして、PCR検査代1件1万6500円100名分になります。また、検査結果の郵送代として1万円を計上しています。実施の方法といたしまして、事前予約の上、かすみがうらウエルネスプラザで毎週1回行います。予約当日に唾液による検体を採取し、当日中に茨城県総合健診協会が回収いたします。陰性の場合、検査結果は後日、市から本人に郵送いたします。陽性の場合には健診協会から保健所に届出いたします。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

歳入も歳出もなんですが、新型コロナウイルス検査費用、これがございます。歳出のほうで、今、

説明したように165万円ですか、これは今、お話聞いたところによると、3,000円の自己負担というふうにおっしゃいましたよね。対象は100人と。これは厚生労働省から高齢者施設等での検査の徹底というのが、通知が来た。そういうことがあるんで、これが設けられて、国からも2分の1交付されたというふうに思うんですけども、この100人というのはどうやって算出されたんでしょうか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

1月から始まりまして、1月30名ということで、3カ月で90名なんですけれども、100名ということで算出しております。

○佐藤文雄委員

1カ月30人、それを3カ月、90人だけども、エックスパーで100人というふうにしたということですか。笠間市では自己負担5,000円だったような気がするんです。何か2万円の助成金らしいんです。約200人ぐらい対象にしていたんですが、これ4カ月だったんです、今、計算してみました。これは具体的にちょっと、負担が3,000円で、助成金は幾ら。実際に、新型コロナウイルスのPCR検査をやるには全体で幾らで、補助率が幾らで、最終的に自己負担は3,000円。これ、内訳を教えてくださいませんか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

お答えいたします。

事業費全体は165万円になります。個人負担分3,000円ですので、100人分で30万円になります。それを引きまして135万円という数字が出てきます。その2分の1が国庫補助ということになっております。

○佐藤文雄委員

いや、PCR検査、一体幾らかかるんだと。そこで、内訳が、国が半分の2分の1で、市のほうは2分の1なんでしょう。そのうち、自己負担が3,000円というんだから、その内訳、分かりますかと聞いたんです。その内訳です。PCR検査は幾らですか、一般的に。

○介護長寿課長（小泉一司君）

すみませんでした。1件当たり1万6500円です。

○佐藤文雄委員

ここにPCR検査1万6500円と書いてあるのよ。だから、PCR検査そのものが1万6500円じゃないんじゃないですかということを行っているんです。実際にはPCR検査はもっと高いんじゃないですか。PCR検査は1万6500円なんですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

健診協会に委託しますと1件当たり1万6500円という数字で算出されております。

○岡崎 勉委員長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

はい、結構です。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の健康づくり増進課部分についてご説明させていただきます。

まず、歳入の部分となります。

議案集26ページをお願いしたいと思います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄の上段でございます。母子保健衛生費補助金120万2000円の増額でございます。内容につきましては、当初予算におきまして87万3000円の予算のほうを計上しておりましたが、歳出項目の事業費と補助申請額の整合を図るため、歳入の部分の増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出となります。

議案集28ページ、議案概要書は17ページとなっております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、22の新生児特別定額給付金事業（政策）でございます。2011万5000円の増となっております。内容につきましては、5月に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして実施されました特別定額給付金の非対象者の児童へ10万円を給付するものでございます。予算の内訳としましては、新生児200名分の2,000万円、それから封筒等の消耗品、郵送料としまして、2011万5000円の増というものでございます。

続きまして、議案集33ページ、議案概要書は19ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、16の感染症対策事業でございます。健康づくり増進課所管の補正予算としまして17節備品購入費のサーマルカメラ65万5000円、それから手指消毒液の自動噴霧器のノータッチ式ディスペンサー15万円の80万5000円の増となっております。内容につきましては、スタンド式のサーマルカメラを霞ヶ浦、千代田両庁舎と中央出張所、あじさい館、やまゆり館等の来場者の多い場所のほうに設置しまして、各自体温計測に使用していただくことを考えております。また、カメラと同場所に手指消毒噴霧器を置くことにより、体温計測と手指消毒を一度に行っていただくように考えております。

続きまして、議案集33ページ、議案概要書は19ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健事業費、02の母子保健事業904万3000円の減となっております。内容につきましては、妊婦健康診査及び乳児健康診査等に係る委託料のほうとなっております。受診者数等が減っていることから減額のほうをお願いするものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、社会福祉課の補正予算についてご説明させていただきます。

議案集30ページをお願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。

3款1項3目障害者福祉費、12節委託料99万円の補正でございます。内容といたしましては、令和3年度に予定されております報酬改定への対応等に伴い、市町村の障害者自立支援給付、審査給付等のシステム改修に係る経費でございます。

続いて、22節償還金利子及び割引料855万5000円の補正でございます。こちらは障害者自立支援事業の清算によりまして、超過交付となりました国庫負担金等超過返還金757万5000円、県費負担金等超過交付返還金98万円をそれぞれ返還するものでございます。主に、前年度の実績をもとに積算してございますが、こちらは減額申請が行われたため、返還金が生じるものでございます。

続いて、32ページをお願いいたします。

32ページ、3款3項1目生活保護総務費、02生活保護等総務事業、22節償還金利子及び割引料2583万7000円の補正でございます。こちら補助金の前年度清算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続いて、02生活扶助事業、19節扶助費1,000万円の補正でございます。生活保護の扶助費につきましては、近年の下落傾向から今年度につきましても当初予算で下落を見込んだところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、生活保護の相談件数が、現在、前年度と比較しまして25%ほど増加しているところでございます。それに伴いまして、前年度と同水準の生活保護費を確保するための補正予算でございます。こちら歳入につきましては生活保護費負担金4分の3を見込んでいるところでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

この生活保護の扶助費は、今、相談件数がコロナ禍の中にあって増えていると。前年度比べると25%ぐらい相談件数が多いから、今のままだとこれまでの人数では、人数というか積算では足りなくなるということでこの金額を1,000万増額したということだと思いますが、大体どのぐらいの世帯、人数なんでしょうか。大体、今、ひとり世帯が多いですね。そこら辺はわかりますか。大体、どういうふうに想定していますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

現在のところ、生活保護世帯としまして、190世帯ほどが生活保護を受けているところでございます。

○佐藤文雄委員

だから190世帯が、今、受けているんでしょう。今度、これ、今、相談件数が多いから増えるんじゃないかということで予算化したんじゃないんですか。だから、どのぐらい世帯数を見込んでいますかというふうに聞いたんですが。

○社会福祉課長（金子俊文君）

先ほど相談件数が25%ほど増加しているとお答えしましたが、実際、相談をしまして、申請に至ったケースにつきましては、前年度と、同時期と比較しまして5%ほど増加になっております。相談して、申請まで至らない理由としましては、生活困窮者自立支援事業で緊急交付金の支給でありますとか、住居確保給付金等で対応しまして、生活保護まで至っていないところでございます。現在のところ、佐藤委員がおっしゃるように、これから新型コロナウイルスの関係でどれぐらい伸びるというこ

とは把握してございませんが、昨年度同様の予算を今回確保するというところでございます。

○佐藤文雄委員

190人というのは昨年と比較したら多いんですか。今、何かそんな話をしたんで。今、190人を単純に5%やると約1割ぐらい増えてくると思うんですが、昨年と比べてマイナスの予算だったと。これを昨年度と同様の予算にしたということなんですか。そういうふう聞こえたんですが。

○社会福祉課長（金子俊文君）

昨年度と同程度の予算を確保したものでございます。

○佐藤文雄委員

だから、最初の予算は昨年度よりもマイナスにしたと。でも、このコロナ禍にあつて、相談数が多くなって、5%ぐらい増えるんじゃないかなと思うんですが、いわゆる実績ベースから言うと、190人ぐらいの実績ベースになるだろうと。だから、当初予算よりも増やしたということになるんじゃないですかと聞いたんです。

○社会福祉課長（金子俊文君）

当初予算では、下落を見込んだところでございますが、今回、昨年と同額程度の予算を見込んだところでございます。

○岡崎 勉委員長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

はい。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、子ども家庭課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案集26ページをお願いいたします。

まず、歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金4493万4000円でございますが、こちらは子どものための教育保育給付費負担金、保育園等に支弁します給付費の国の負担分となっております。

次に、15款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金81万8000円につきましては、子育てのための施設等利用給付費交付金、こちらは認定こども園等に支弁します施設利用費の国の補助分となっております。

続きまして、3節子ども子育て支援交付金37万円につきましては、子ども子育て支援事業実施に係ります保育サービス事業費の国補助分となっております。

続きまして、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金2246万6000円につきましては、国と同様、保育園へ支弁いたします給付費の県負担分となっております。

議案集27ページをお願いいたします。

同じく16款2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金653万4000円につきましては、認定こども園に支弁いたします施設型給付費補助金と感染拡大防止経費に対します支援金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金になります。

続きまして、同じく5節子ども子育て支援交付金37万円につきましては、国同様保育サービス事業に係ります県負担分となっております。

続きまして、歳出になります。

議案集31ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、説明欄02の児童扶養手当事業77万5000円の増でございますが、令和元年度児童扶養手当給付費の清算によりまして、国庫負担金の返還が生じたために補正をする内容でございます。

続きまして、説明欄05の児童手当事業127万3000円の増につきましても清算によります国庫負担金の返還が生じたため、補正をお願いする内容でございます。

続きまして、3目保育所費、説明欄02保育所事業30万円増につきましては、衛生用品や感染症予防に必要な消耗品等を購入するための経費でございます。

続きまして、12保育所事業（政策）168万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金といたしまして1人3万円を支出する内容でございます。

4目児童福祉施設費、説明欄02の広域委託事業243万1000円の増につきましては、市外保育園等への入園児の委託料に不足が見込まれるために増額をお願いするものでございます。

04私立保育所事業（政策）4359万9000円の増につきましては、民間保育所で実施しております保育サービス事業費の補助及び感染症予防対策に係る補助金、新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金を私立保育園等の保育従事者、こちら211名へ支給する内容。また、令和元年度、民間保育サービス事業の清算によります国庫補助金の返還金となっております。

05認定こども園事業8812万6000円につきましては、市内の私立の保育園が4月から認定こども園へ変更したことによります支出項目の変更によるものと、公定価格単価の変更によります給付費の不足が生じる見込みのために増額補正をお願いする内容でございます。

議案集32ページをお願いいたします。

06家庭的保育等事業205万9000円の増につきましても、公定価格単価の変更によります給付費の不足が生じる見込みのために増額をお願いする内容です。

6目放課後児童健全育成事業費、03放課後児童健全育成事業（政策）282万円増につきましては、児童クラブ支援員に対します新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金94名分を補正する内容でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

子どものための教育保育給付というのはどういう中身なのかというのを、もう一回簡単に説明してもらおうと、これが国と県合わせるとかなりの額になりますよね。これはどういうふうに使われているのか。歳出のほうでも関連して教えていただけますか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまご質問のありました国と県によります子どものための教育保育給付費負担金につきまして

は、通常、保育もしくは認定こども園等にお子様を預けた場合に1人当たり幾らという単価がございます。そのうちの国負担分、こちらが2分の1になります。県のほうが4分の1、こちらを国と県で負担して保育園に支払う内容となっております。

支出のほうにつきましては、議案集31ページでございます中段にあります説明欄の02の広域委託事業及び04の市立保育所事業、その後の05認定こども園事業にて、こちらのほうで支出する内容となっております。

○佐藤文雄委員

いや、だから、子どものための教育保育給付というのは何ですかという概要をまず説明していただけますか。最終的には、その広域私立認定こども園に公定価格を、保育の公定価格をアップしたんで、その分を事業費に充てたということなんでしょう。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

概要でございますが、子育てに係ります経済的な負担を軽減するために市から保育の必要性の認定を受けた3歳から5歳までの子どもと、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが対象となりまして、対象施設や認可外の保育施設のほか認定こども園が実施します預かり保育などを利用した際に、子ども子育て支援法第67条1項の規定に基づきまして市が支弁する内容となっております。

○佐藤文雄委員

簡単に、簡単にというか、これは保育料そのものが安くなるというふうには、保護者にとってはです、安くなるというふうな認識でもよろしいですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

本来ですと、保護者の方が負担する部分を国、県、市で軽減している内容でございます。

○岡崎 勉委員長

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

続いて、先ほどの議案第57号の設楽委員の質問でありましたあじさい館の面積について答弁を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

先ほどの議案第57号に関しまして、あじさい館多目的室の面積はということございましたけれども、こちらの面積につきましては約99平方メートルということになってございます。

○岡崎 勉委員長

設楽委員、よろしいですか。

○設楽健夫委員

はい。

○岡崎 勉委員長

次に、先ほどの議案第61号の地域未来投資推進課に対する矢口委員からの質疑に関して、答弁を求

めます。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

先ほどすぐにお答えができませんで大変申し訳ありませんでした。

ただいま数字を確認いたしましたので説明をさせていただきます。

まず、現在、かすみエールプレミアム商品券の取扱いの登録店が124店舗ございます。そのうち千代田地区の店舗が92店舗、霞ヶ浦地区の店舗が26店舗、また対象店舗には市外でかすみがうら市商工会に加盟をしている事業所というのもございまして、市外6店舗となります。この数でいきますと千代田地区が74.1%、霞ヶ浦地区が20.9%と数の上ではこういう形になってございます。

また、換金の状況ですが、全体で換金をしておりますのが1億2862万7500円でございます。このうち、千代田地区が1億241万4000円、霞ヶ浦地区が2527万3,000円、その他94万500円。千代田地区が79.6%、霞ヶ浦地区が19.6%、その他0.8%、こういうような状況でございます。

おおむね店舗数に準じた売上げの比率というようなことになっていようかと思えます。全体的な店舗の数も違いますし、当然こういう結果も出てくるところもあるかと思えますが、事業者の支援という形ではこの登録店舗の拡大に引き続き努めていきたいというふうに考えます。

また、事業の柱といたしまして大きな目的はその事業者の支援と併せて、市内の消費拡大、経済活動活性化ということもございます。その目的としては地区に限らずご使用いただいているのではないかなというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました登録店舗の拡大や券の利用のPR等にさらに努めまして、より多くの皆様にご利用いただけるような形で進めていきたいと考えております。

○矢口龍人委員

ご覧のとおり、そういうふうな結果のようでございますけれども、霞ヶ浦地区の登録店舗ですか、霞ヶ浦地区ばかりに限らないですけれども、高齢化している商店なんかの、例えばいばらきアマビエちゃんに登録するにしても、なかなかパソコンとかそういったことに関しての知識もあまりないようです。そういう人の支援をせつかくこういう大きな事業をやるんですから、やはりすみずみまで手の届くそういった姿勢が必要なんじゃないかなと思います。拡大するということでございますので、ぜひ今のこの店舗数、この倍ぐらいにするぐらいの今回のこの事業、そのぐらい位置づけして、しっかりとバックアップしていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういうお考えをちょっとお聞かせいただけますか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、いばらきアマビエちゃんに登録に当たってパソコンの使用できない事業者の方ですとか、プリントアウトができない事業者の方、何件かご相談を受けまして、こちらでプリントアウトをしてお届けするというような支援を行った事例もございます。引き続きそういうところで細かな対応も引き続き図っていきたいというふうに考えてございます。また、中身を見てもみますと、例えばキャッシュレス決済の対応に手を上げていただいている事業者で、こちらでプレミアム商品券の扱いとなっていないお店とかもございますから、その新規の開拓にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

矢口委員、よろしいでしょうか。

○矢口龍人委員

はい。

○宮嶋 謙委員

この商品券に関連して、先ほどPCR検査のお話が出てきましたけれども、PCR検査にも使えるようになりませんか。額として結構、今回の補正の中でも大きな額を占めていて、新型コロナ対策という意味では感染症の人を早く、いち早く発見して、隔離して治していただくということは、これ全国的な課題にもなっていますけれども、早くコロナ禍を抑えて通常の社会に戻していくには欠かせないことだと思うんです。商工事業費ということになっておりますが、3,000円負担に使えるとか、あるいは該当しない方が自主的に1万6500円を払ってPCR検査をするときにこのプレミアム商品券を使えるようになれば、直接的な拡散防止策に非常に有効な手段になると思いますので、使える先としてPCR検査にも含めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

ご指摘ありましたようなそのPCR検査の費用もいわゆる任意接種で今回、予算を上げているのは3,000円の自己負担ということだと思うんですけれども、これをオープンにして1万6000円自費で受ける場合の対応というお話かと思っておりますけれども、3,000円の自己負担にもということでしょうか。

事業者の支援、経済活動の活性化という目的とは違うかと思うんですが、併せて、この事業には地方創生臨時交付金の充当も考えておられて、こちらはこの消費喚起経済活性化の計画の中で、一応認可を、決定をもらっていますので、ちょっと目的外になる可能性もあろうかと思っております。へ理屈になるかもしれませんが、その必要な買物等もこの商品券でしていただくことで、その分の余力を生み出して何かに向けていただくという、こういうところもございますので、これに適用させる可能性はその補助の面からもちょっと検討はさせていただきまして、ちょっと結論は先にさせていただきたいと思っておりますが、十分検討させていただきたいと思っております。

○佐藤文雄委員

関連してなんですけれども、地方創生臨時交付金は、経済活動だけではなくて、こういうPCR検査等の感染予防対策にも使えるんですよ。これ使ってくださいと言っているから。西村さんだっけ。そういうふうに使ってくださいと言っているから、これを対象にすることは目的外ではないです。きちっと調べておいてください。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

経済活性化という目的とは私は違うというふうに、現段階では捉えておられて、交付金の中に幾つかの感染症対策事業を実施計画としてお出ししていますから、感染症対策の事業として位置づけて、直接給付をすることなど可能だと思うんですが、交付金を経済活動の活性化を目的とした事業に充てるというところでは、私の認識ではちょっと即断はできないんですが。

ですから、この事業でなければ感染拡大対策事業として、直接給付等を考慮することは十分可能だと思うんですが、その辺も十分検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 4時03分〕

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。〔午後 4時10分〕

議案第58号 かすみがうら市国民健康保険税条例を一部改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 58 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こちらにつきましては、先日の全員協議会で説明を申し上げたとおりでございますので、特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

この条例一部改正は、基礎控除を 33 万円から 43 万円に上げるということですから、例えばこういう場合は、33 万円を 43 万円にした場合は、保険料が保険税だね、保険税が安くなりますよと。ちょっと例を示していただけませんか。

○岡崎 勉委員長

説明は簡潔をお願いします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

まず、今回の条例改正は、軽減判定の基準額の改正でございまして、基礎控除の改正ではございません。その点ちょっと指摘をさせていただきます。

今回の基準金額の改正というのは、いわゆる給与所得者、年金所得者が、基礎控除、所得それぞれが 10 万円増となるものでございまして、そのため、その軽減措置に該当しにくくなることが想定をされるために、軽減判定の基礎額 10 万円引上げというような趣旨でございまして、よろしくお願いいたします。また、ご質問の中でございました影響なんでもございますが、そういったことで給与所得、年金所得者以外につきましては、軽減判定だけが上がるというようなことでございまして、軽減の該当する方が増えるのではないかとということが想定されます。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、年金なんかを考えると、保険料、保険税そのものが安くなるというふうに理解してよろしいのかなと思うんですよ。どのくらいの想定をしているのかなと思ったんですよ。そういうことはないんですか。軽減判定が変わってくるわけでしょう。

○国保年金課長（大久保 勉君）

説明がちょっと適切ではなかったと思いますけれども、今回の改正は、まず基礎控除も変わります。その代わり給与所得者、年金所得者に対しては所得も増えます。それぞれ 10 万円ずつ増えますので、その方々については保険税については変更がないというふうに理解をしております。ですので、軽減判定につきましても、給与所得者、年金所得者に関しては、変わらないというふうに想定をしております。その代わり事業所得者であったり、いわゆる営業、農業、不動産、そういった方については、いわゆる基礎控除が増えますので、そういった方は保険税に影響が出るということが想定されます。

○佐藤文雄委員

分かりました。給与所得者と公的年金者の場合は、プラスマイナス 10 だから変わらないよと。ただ、今言ったように事業者とか、今、最も本来の国民健康保険の主たる人たちだったです。農業者も含めて。そういう人たちは恩恵を受けるということになる。つまり保険税は下がりますというふうに理解してよろしいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

詳細のシミュレーション的なものはまだしておりませんが、今ご指摘にあったようなことで

よろしいかと思えます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号 令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 62 号 令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

こちらにつきましても、先日の全員協議会で説明申し上げたとおりでございますので、補足説明は特にございません。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号 令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 63 号 令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

こちらにつきましても、先日の全員協議会で説明申し上げたとおりでございます。補足説明は特にございません。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市民部から特に説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

次に、議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、市民部所管につきまして、初めに国保年金課大久保課長から、続いて市民課関課長から説明を申し上げます。

○岡崎 勉委員長

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、議案集 30 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目医療福祉費。こちらの医療福祉事業で、県補助金超過交付返還金 318 万 7000 円を計上してございます。いわゆるマル福でございますけれども、令和元年度分の県交付金の精算によりまして、超過交付額 318 万 6584 円が生じたため、この超過額を県へ返還するというもので、補正予算を計上させていただきました。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

マル福の返還ということなのですが、簡単に言うと前年度、令和元年度でマル福の予定した利用料というか、それが少なかったというふうに理解してよろしいですか。もし分かれば全体の中身を教えてくださいいただけますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

ご説明をいたします。金額的なものですが、いわゆるマル福につきましては、県の制度分の2分の1を県が負担し、残りの2分の1が市の負担ということになりますので、そういったところで年度途中で一応概算交付分ということで、年度末までの金額を過去3か年の数値で算出をして、概算払いということで年度内に収入をしておりました。年度が明けまして、今年度になってから精算をした結果として、この数字の超過分が発生したということでございます。

○佐藤文雄委員

全体の金額を教えてくださいよ。全体で幾らなんですか。それがマイナスで318万7000円ですというふうに言っていただけますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは金額をお伝えいたします。当初、交付をいただいた部分が1億931万円でございます。交付確定をしました金額が1億612万3416円ということでございまして、この差額として318万6580円の返還ということでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民課長（関 克明君）

市民課所管の補正予算案につきまして、ご説明いたします。

議案集29ページをお願いします。議案概要書は14ページ、17ページとなります。

2款3項1目03住民基本台帳事業、備品購入費でございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策としての窓口申請でございます。

一つには、証明書交付用タブレット機器3台、186万5000円。こちらは、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所の各窓口一台ずつでございます。タブレット端末を活用した窓口申請システムでございます。個人番号カードを活用した住民票と印鑑登録証明書の申請に限定したものでありますが、申請者との接触機会を減らし、かつ待ち時間の短縮につながると考えております。

もう一つには、先ほど税務課のほうで説明がございましたものと同様のものがございますが、キャッシュレス決済用POSレジ機器3台、370万円。こちらも千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所の各窓口一台ずつでございます。証明書の手数料の会計処理に使用しますキャッシュレス機器でございます。現金に触れないことで、申請者との接触機会を減らす手段となると考えております。年度内の導入に向けての補正予算の計上をさせていただきます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 66 号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 66 号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更についてでございます。

こちらにつきましても、先日の全員協議会で説明を申し上げたとおりでございますので、補足説明は特にございません。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 60 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市整備課から特に補足説明等はございませんか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

議案第 60 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、農林水産課から特に補足説明等はありませんか。

○農林水産課長（根本和幸君）

それでは、農林水産課の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

初めに歳入ですが、議案集 27 ページをお願いしたいと思います。

16 款 2 項 4 目 1 節農業費補助金としまして、産地生産基盤パワーアップ事業補助金ですが、高収益作物や栽培体系への転換を図る取組に必要な機械の導入に要する経費の助成を行うもので、補助率が 2 分の 1 となっているものでございます。

次に、16 款 3 項 3 目 1 項の農業費委託金の家畜伝染病予防事業委託金ですが、C S F 豚熱のワクチン接種事業に係りますワクチン代を、農家から県に代わり市が徴収を行っていることから、徴収額の 10% が事務費として支払われるものでございます。

次に、歳出ですが、議案集 34 ページをお願いしたいと思います。

一番上にあります 6 款 1 項 3 目 09 農業振興事業産地生産基盤パワーアップ事業補助金ですが、先ほど歳入でご説明した事業の支払いとなるものでございます。

次に、4 目 03 畜産振興事業政策の家畜防疫予防事業推進補助金ですが、C S F 豚熱のワクチン接種費用の 10 分の 3 の助成を行うもので、接種費用 1 頭当たり 340 円のうち、20 円は県が助成をしますので、養豚農家の実質負担 320 円の 10 分の 3 の 96 円を、今年度 4 月まで遡及して助成を行うもので、予定頭数としまして 1 万 7000 頭となります。

また、財源の一部としまして、先ほど歳入で説明をしました県委託金を当てています。

次に、8 目 03 土地改良整備支援事業政策の県単土地改良上乗せ補助金ですが、配布してございます資料をご覧いただきたいと思いますが、県単土地改良事業実施 9 地区へ市が上乗せ助成を行うものですが、工事が排水にかかるものにつきましては、公共性が高いことから 12.5% の上乗せ、それ以外が 10% の上乗せを行うこととしています。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

産地生産基盤パワーアップの事業補助金なんですけれども、これ対象の農業者というかは何人ぐら

いなんでしょうか。

○農林水産課長（根本和幸君）

事業者は1事業者でございます。

購入する機械ですが、すみません、今回はリース事業で事業を利用するというので、トラクターやマルチロータリー、肥料散布機などをリースするというのでお伺いしています。

○佐藤文雄委員

参考に、これはどういう事業ですか。農業の中でもどういう事業ですか。今、散布事業とかいろいろありましたんで。

○農林水産課長（根本和幸君）

サツマイモ農家でございます。

○岡崎 勉委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、行政改革・公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、行財政改革・公共施設等マネジメント推進室から特に補足説明等はございませんか。

○参事（仲戸禎雄君）

それでは、議案第61号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、当推進室の所管につきましては、議案概要書17ページ、3番の公有財産調整事業政策でございます。議案集は28ページをお願いいたします。

2款1項6目06事業、公有財産調整事業（政策）、廃止施設解体設計業務委託1026万3000円の計上でございます。こちらにつきましては、旧下大津小学校跡地の利活用におきまして、旧小学校敷地へ老朽化が進んでおります旧下大津地区公民館に変わります集会施設の整備を進めるため、廃校施設の解体設計業務の委託料を1026万3000円を計上した内容でございます。よろしくをお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、行財政改革・公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○来栖丈治委員

この旧下大津小学校にはいろいろ幾つかの構造物がありますけれども、校舎本体だけなのか、その辺、今回の設計解体をする設計委託の対象とする構造物について教えていただきたいと思います。

○企画監（豊崎伴之君）

校舎及び附属の建物、工作物などを含む一式、全体でございます。

○来栖丈治委員

そうすると、外構の部分とか、そういうことについてはどのようなお考えかを聞きたいと思います。

○企画監（豊崎伴之君）

管理上必要なフェンス類などは現場確認いたしまして、残す部分もあろうかと思えます。また、記念碑ですとか、そういった石碑なども今後の土地の利用を考えて、適当な場所に移設をするような考

えでおります。

○矢口龍人委員

建設というか、ファシリティマネジメントの計画が今年度中にできるということなんですけれども、この下大津小学校の利活用というのはどういうふうな内容で、まだ議会に示されることできないんですか。どういうことをやるんですか。さっぱり分からないんですけれども。計画を示してください。ちゃんと議会に。

○参事（仲戸禎雄君）

個別計画につきましては、現在まだお示しできていない状況で申し訳ございません。ただ、下大津小学校につきましては、前回の第3回定例会の際の全員協議会、また、来栖委員のご質問でもお答えをしましており、下大津地区の地区公民館の老朽化、またこのエリアに公共施設等がないといったことで、早急に進める必要があると考えておりますので、今回こういった形で地区のほうへのご説明もさせていただいた中で、進めさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○矢口龍人委員

そうやって行き当たりばったりでやられたんでは困るんですよ。もう少し、きちんと精査して、それでやはり成果表をきちんと示すべきではないですか。そのために予算取って計画書を取っているんですから、それ行き当たりばったりで個別、個別とやっていたんでは何のためのファシリティマネジメントか分からないんですよ。今回のこの下大津学校にしても、地元の公民館ということでやるのは大いに結構。だけれども、そのほかの建物以外の部分はどういうふうに再利用するんですか。

○参事（仲戸禎雄君）

ほかの旧霞ヶ浦地区の小学校につきましても、同じご説明になってしまいますが、前回、進捗状況につきましてはご説明をさせていただきました。ただ、何分民間の利活用につきましては、相手がございます。また、その相手の状況によりまして、こちらの思うように行かない状況もございますので、そこら辺は再度、公募した中で、ご提案をいただいた中で進めていきたいと、まずは考えております。

また、そういった進め方をした中で、どこかで活用方法につきましても、判断をしていかなければいけないというふうには考えております。

○矢口龍人委員

千代田地区の小学校の跡地の利用はどういうふうに考えているんですか。

○参事（仲戸禎雄君）

千代田地区につきましても、前回、お答えをしたかと思いますが、霞ヶ浦地区の反省を踏まえまして、できるだけ早い時期に有効活用進められるように取り組んでいきたいと考えております。

○矢口龍人委員

しっかりと計画を立ててくださいよ。もちろん、地元に対しての説明もそうだし、どういうふうな手順で、今後、跡地利用をしていくかということを、きちっと示すべきだと思いますよ。それが計画だと思いますから。その辺のところをよく理解していただいて、我々にも説明していただきたいと思っております。

○参事（仲戸禎雄君）

霞ヶ浦地区につきましては、当初の中で宍倉小学校、また安飾小学校、こちらの2校が公的な利活用、また残る4校につきましては、民間活用を含めて有効活用図るということで、これまで進めていった経過がございます。ただ、この状況で進めてきた中で、なかなか頓挫しているというところもご

ざいます。そういったものを踏まえて、霞ヶ浦地区だけではなく、千代田地区につきましても進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

矢口委員、よろしいですか。

○矢口龍人委員

よろしくないよ。駄目だ。

○設楽健夫委員

下大津地区の公民館を建て替えていくということは決定なんですね。

○参事（仲戸禎雄君）

地元のほうにも、そういった形でお答えをしております。

○設楽健夫委員

それはどこで決まったんですか。

○参事（仲戸禎雄君）

事業計画案の有効活用を進めていく中で、昨年予備調査をした中で、今の校舎では公民館としては大きすぎるし、そういったのも踏まえまして、方向につきましては、前回の全員協議会の中でご説明をさせていただいたものと認識しております。

○設楽健夫委員

どこで決定されたのか。いつ決定されたのか。公民館をつくることについて。私、反対しているわけではないですよ。ほかの霞ヶ浦地区では公民館施設がほとんどありますけれども、下大津地区は老朽化して何もなくなってしまうということは、これは事実なんです。しかしながら、その決定がなんかわかんないですけれどもどこかで決まっていて、それで決定しましたと。これちょっと報告書の提出を求めます。

○岡崎 勉委員長

参事、これ決定したと断定するんですか。それとも地元と話し合いが済んで、これからということですか。

○参事（仲戸禎雄君）

暫時休憩をお願いします。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時41分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時42分]

○参事（仲戸禎雄君）

答弁、間違っただけで済みませんでした。

方向につきましては、事業計画を進める中で、予算を上げるような形で議会に示させていただき、議決をいただいた中で決定をしていきたいと考えております。申し訳ございませんでした。

○設楽健夫委員

これは議会に報告を求めますというに言っている中身は、ここで公民館の建設を前提に解体工事の予算を計上しているんですよ。前提が、議会にも何も報告されずに、解体のみが予算で計上されると。これ、どういうことですか。

○参事（仲戸禎雄君）

何度も申し訳ございませんが、前回の議会、全員協議会で報告させていただいた中で、ご理解をお願いしているという認識でございました。申し訳ございません。

○設楽健夫委員

議会で決定されていないものを前提にして、次の解体予算を計上する。これ、どういうことですか。

○参事（仲戸禎雄君）

今回、計上させていただいた中身としましては、施設の解体にどれぐらい費用がかかるのかということでの設計業務の委託でございます。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時45分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時46分]

○参事（仲戸禎雄君）

申し訳ございません。

こちらの経過につきまして、豊崎企画監からご説明させますのでよろしくお願いいたします。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、ただいまご質問いただいております、下大津地区公民館の取り扱いにつきまして、これまでの経過、それから今後の予定など含めて一連で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、旧小学校の活用につきましては、公共施設の総合管理計画、以前から取り組みが始まっておりまして、その中で小・中学校規模適正化の計画の中で、施設を生かした有効活用、それができない場合には解体、更地にするというような話がありました。そういった中で、廃校施設の活用に関する取り組みをすすめてまいりました。

また、全体的な施設の話につきましても、後追いになりますけれども、私どもの部署ができて取り組んできたわけでございます。

下大津小学校につきましては、これまで公民館活動の拠点、それから一部貸付というような方向で対応してまいりました。そういった中で、実際に公民館活動の拠点として使っていく場合に、昨年度転用の予備調査というものを実施しまして、解体をしてそこに建て直すのが現実的であろうというような方向性が出てまいりました。それで、今年度になったわけでございます。そして、今後の予定といたしましては、今回、その解体設計の業務委託、設計の委託をいたします。この予算が可決されればそういった委託をいたします。その後、解体工事ということになりますけれども、これも予算の可決をいただいて、正式な決定では、実際に条例上の手当というのが最終的な正式決定になるわけですが、これも議会に順次提案をさせていただいて、進めていくということで、今後、来年度、再来年度とかけてそういった予定で進めてまいります。

○設楽健夫委員

この公民館をつくるという決定が必要なんですよ。

その決定を飛び越えて、そのための解体の、ここで書いてあるのは設計業務委託をして、今後、解体工事をしていくんだと。その後は、どこでどういうふうに決まっているか私は知りませんが、公民館をつくっていくんだと。

こんなものが許されていいんですか。どこでも決定されていないものを前提にして、もっとオープンに、ここに公民館が必要だというならば必要だということで提案をすればいいではないですか。一方で順序がもう逆転してしまっているんですよ。

論理的に、今説明されたのは、設計委託をして解体していくんだと。前提はそこに公民館を建てるんだと。公民館を建てるという提案の手続きをちゃんと踏んでくださいよ。

その調整をして、正々堂々と委託をして、解体をして、それで地域のために公民館を建てればいいではないですか。あまりにも姑息ですよ。

○岡崎 勉委員長

設楽委員、これ、建てることに対しては反対ではないでしょうから。だからこの事務の手続きがあべこべになってしまったということなんで、これから設計をして、建物を建てるのに、建てるのではなくて、その建物が大きすぎて使えないとなれば解体するしかない。それには設計というようなことだったので、その辺は事務的に順序は違ってしまったということは十分反省しているので、今後その方向でよく説明してもらおうのはどうですか。手続きを取るということで。

○参事（仲戸禎雄君）

ご指摘の流れにつきましては、今後、その予算化をさせていただくと併せまして、条例の制定ですとか、議会にご説明をし議決をいただいた中で進めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○設楽健夫委員

公民館建設の条例及び設計の決定の手続きを行う。その後に、今、進めようとしているこの業務委託と解体工事を進めていくというふうに理解をしいいんですか。

○参事（仲戸禎雄君）

これらを進める中で条例の制定ですとか、予算措置をさせていただくような形で考えております。

○設楽健夫委員

前提が整わない。議決もされていない中で、それを前提にした予算を組んで、執行していくということは認められませんよ。それまで保留にするなら保留にして、ここに公民館を建てるという議会の承認を、私は取るべきだと思います。そして、あとは粛々と進めていく。手続きが違うんですから。

○参事（仲戸禎雄君）

公民館につきましては、最終的に旧下大津小学校跡地に集会施設的なものが建った以降、解体というふうなスケジュールで想定をさせていただきます。

新たに建設を想定しておりますのは、公民館施設というふうには想定はしてございません。集会施設。

○設楽健夫委員

この件について、ちょっと整理をしてもらえますか。でないと、今言っていること、これまで話をしてきたこととは全然違うことを話していますよ。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時55分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時03分]

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、ちょっと整理をさせていただきます。

まず今回、提案に至った経過といたしましては、これも繰返しの説明になりますけれども、前回、9月定例会の際の全員協議会の中で、旧小学校施設活用の進捗状況について報告をさせていただいております。

旧下大津小学校につきましては、令和元年度、これも繰返しですけれども、転用予備調査の実施を

した経過がございます。

そういった中で、今後の対応ということで、これも資料のほうのに書かせていただいておりますけれども、旧下大津小学校につきましては、旧小学校敷地に旧下大津地区公民館に代わる集会施設を整備する方向で調整を進めるというようなことで、前回報告をさせていただいております。

これを踏まえまして、来年度以降の事業計画等を進めていく中で、今回、その学校施設の解体の予算、解体設計の予算を計上させていただいているところでございます。

今後、来年度以降、実際に解体工事の発注、それから新しく整備する施設の設計業務、そういったものが来年度の事業として、またご提案をさせていただくことになろうかと思っております。

こういった形で順次対応をしているような経過でございます。

○岡崎 勉委員長

設楽委員、ご理解できるでしょうか。

○設楽健夫委員

いやいや。

○岡崎 勉委員長

いやいやではなくて、これ止まってしまっているんで、前に進むためには。

○設楽健夫委員

やめよう。

○岡崎 勉委員長

よろしくをお願いします。

○設楽健夫委員

分かりました。

下大津小学校の解体工事、設計業務を進めると。その後については、先ほどから話がありましたけれども、どういう施設を建てる、あるいは建てないということについては、ここではまだ決まっていないんでしょから、何らかの機関を通してきちっと提案をしていただくと。今はだから解体だけということだよ。今、そういうふうには計画を出してもらおうということね。よろしいですか。

同時に、行革・FM推進室に要請したいんですけども、特に霞ヶ浦地区の旧小学校の、閉校小学校については、6年間経って非常に悲惨な状況になってきています。下大津地区については、公民館の問題もある。牛渡地区もそうです。佐賀小学校地区もそうです。志士庫小学校地区もそうです。宍倉地区にウエルネスプラザができましたけれども、志士庫地区は集会場が今のところありません。そういうことについても、全体をやはり俯瞰して見ていくということが、これはかすみがうら市全体のこれから始まる千代田地区の小学校の今後の活用のあり方含めて、きちっとしていかないと、またこの6年間が繰り返されるということになりますから、全体を俯瞰して一つ一つ議会にも報告をさせていただいて、進めていくということ、ぜひお願いをしたい。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいまお話しいただきましたように、来年度、下大津の集会施設に関しましては、設計を進める中で、そういった施設の概要であるとか、設ける機能、そういったものもお示ししながら対応をしていきたいと思っております。

また、施設の全体的なお話をいただいております。こちらについても、全体の計画がなかなかお示しできない中で、その中でも施設は使いながら老朽化をしていく中で、走りながら対応している部分もありますので、動きがある都度、ご説明、ご報告するような機会を設けていきたいと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

以上を持って、議案第 61 号に対する質疑を終わりました。

これより、議案第 61 号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 67 号 つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び同公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

監査委員事務局から特に補足説明等はございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

特に補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、執行部の方は退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 5時09分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時10分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもって、令和2年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会といたします。

長時間、大変ご苦勞様でした。

ありがとうございました。

閉 会 午後 5時10分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 岡崎 勉